

令和2年第3回定例会 2日目（9月9日）

（古谷教育長から公務のため、小松代表監査委員から一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

9月8日に引き続き会議を再開いたします。 （午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。 （午前10時00分開議）

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

堀 広 一 議員

東 出 善 幸 議員

の兩名を指名いたします。

◎ 日程2番 一般質問

- 議長 金子 廣司 日程2番 これより一般質問を行います。発言を許します。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員、発言願います。

- 議員 我妻 耕 通告書に基づき、中小企業振興条例の導入・制定についてを質問いたします。

このことについては、これまでも議会の中で俎上に上がったこともあると聞いております。今回、中小企業振興条例という名称を使用しましたが、これは一般的な名称で、同様の条例は導入や制定した自治体によって、中小企業振興基本条例、中小企業基本条例、また県では、中小企業活性化推進条例などといった名称も使われているようです。

さて、中小企業の振興をうたっているこの条例のベース、根本にあるのは、3つの点です。これは月形町でも例外ではなく、当てはまります。1点目は、地元、地域の発展を支えてきたのは中小企業であるという評価、2点目は、経済状況の変化の中で、その中小企業は厳しい状況におかれているという現状認識、3点目は、住民生活の向上、地元経済発展への寄与といった重要性の再評価、この3点のことが上げられます。これら3点に合わせまして、今回の質問に当たって、次の2点も合わせた観点により質問させていただきます。

一つは、4点目になりますが、今回の定例会でも重要事項になっている新型コロナウイルス感染症への対策もあります。その新型コロナウイルス感染症による影響を町内外や日本国内外の多くの分野で受けています。もちろん、商店、

令和2年第3回定例会 2日目（9月9日）

事業者など町内中小事業者も被害を被っています。そして、二つ目、5点目になりますが、今だからこそ、スピード感を持って次年度からの導入制定をと考えますと、12月定例会の一般質問では間に合わない恐れもあり、今回、微妙な時期ではありますが、課題として町長と共有、共感をしておきたいということで、本定例会で質問させていただきます。

明治14年の樺戸集治監の開庁とともに歩み出した月形町の歴史も140年を数えた本年、新型コロナウイルス感染症の猛威は、地球規模に広がっています。その影響は、町内の農業者、商工業者といった労働者やその家庭にも影響を与えつつあります。月形町では、農業者とともに本町の発展を支えてきたのは、集治監の御用商人などに端を発する商工業者といった中小企業者であります。

しかし、近年の経済構造の変化、人口減、経済のグローバル化、大手企業の参入、そして新型コロナウイルス感染症の防止策など、中小企業者は厳しい経営環境に置かれています。町内の中小企業の経営基盤の強化、経営の革新、そして町からの受注機会の増大、雇用の確保といったことにより、中小企業を盛り立てることは、月形町の活力、発展や町内の経済循環のために重要な課題です。

そこで、中小企業の振興のための中小企業振興条例の制定、併せて行政は中小企業と今まで以上に連携と協働することが必要と考えます。町長の考えをお伺いいたします。

○ 議長 金子 廣司 町長。

○ 町長 上坂 隆一 お答えをいたします。はじめに、本町の状況についてであります。議員ご指摘のとおり、本町は人口減少により町内の事業所数も減少しております。平成23年度の商工会会員数は104事業所でありましたが、昨年度は100の大台を下回り、98事業所に減少しております。商工業ではありませんが、経済センサスという統計においても、平成21年度は169事業所でありましたが、平成28年度は163事業所に減少しております。こうした状況は、商工業者をはじめとする事業所とその従業員のみならず、本町全体に影響を及ぼすものと考えられます。平成30年にはホームック・ニコットが進出したことにより、買物の困難さは一部緩和されたものの、今後、今まで慣れ親しんだ商店が閉店することにより、高齢者を中心とする交通弱者などは、日常生活を維持することが難しくなることも予想されます。

さて、中小企業振興基本条例の制定についてですが、昨年10月の北海道の調査では、52市町村が中小企業振興基本条例又はその類似条例を制定している状況にあります。また、昨年12月、北海道商工会連盟連合会長及び月形商

令和2年第3回定例会 2日目（9月9日）

工会長の連名による要望事項の中でも、小規模企業の振興に関する条例の制定が挙げられております。本町におきましても、振興基本条例といった基本条例ではありませんが、個別の条例として月形町商工振興事業補助金交付条例を制定し、商工会に補助を行うことにより、商工小規模事業者の振興、経営の安定を図るとともに、商工業者への直接補助として融資や起業、ものづくり、人づくりに支援をしているところであります。私も商工振興基本条例の制定については、議員同様に必要性を認識しているものであります。こうした基本条例の制定により、中小企業の振興に関する施策の推進を担保するとともに、工事の受注、物品や労務の調達等にあたって、受注機会の確保を考慮していく必要があるものと考えております。また、町長に就任以来、類似の質問の中で、私の答弁としては、それぞれの企業、事業所が有資格者の育成や町の受注事業をしっかりと受けられるべく努力をしていただきたいという考えを述べさせていただいております。しかしながら、本定例会での答弁としては、議員もおっしゃっていましたが、現状の立場では、中小企業振興基本条例の必要性を認識しているに留めたいと存じます。この基本条例の制定について、担当課に調査、研究を指示するとともに、商工振興に関する町の体系的な例規整備の検討を指示したいと考えております。また、中小企業者との一層の連携、協働の必要性についてであります。今回の新型コロナウイルス感染症対策において、月形商工会とその影響の重大性を共に認識し、各種制度を制定してきました。この辛い時期を共に連携し考え、制度を作り上げてきた信頼関係は、これまで以上に緊密になっていると認識しています。このことを踏まえて、しっかりと今後の商工振興、中小企業の発展に活かされるものと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上です。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 ありがとうございます。必要性を認識しているということ、担当課に指示を出されているということをお伺いしました。これまで町長がおっしゃっている、有資格者の確保や町の事業をもっと受注できるよう努力すべきという言葉も聞きました。この件に関しましては、これまで条例が制定されなくても、先ほど言われたような補助金条例や、月形町が行政として様々な取り組みをしてきたことは理解しています。町内事業者の方々も行政と同様に様々な取り組みをしてきたことも理解しています。しかし、条例として導入、制定することの意義は、地元の町内中小企業者に対する、これまで以上の振興の取り組み、共に動く、働くといった協働の呼びかけ、住民を含めた役割の明確化に繋がると思っています。同時に、条例を制定することは、対外的には月形町の地元事業者に対する想い、振興、そして経済発展と住民生活の向上を図ることを高らかに宣言することになります。実際、同様の中小企業振興条例

令和2年第3回定例会 2日目（9月9日）

を導入している自治体では、条例の前文で高らかにそのことをうたっています。地元事業者への感謝、住民も巻き込んだの共生、共感、そして、発展、それは月形町にとっても大きな魅力の一つになると私は思っています。次年度の条例化に向かうよう切に願い、質問を終わりたいと思います。

- **議長 金子 廣司** 以上で、一般質問を終わります。

- **議長 金子 廣司** 本日の日程は、全て終了いたしました。
お諮りいたします。本日9日午後から、決算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、決算特別委員会が終了するまで、休会とすることに決定いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時17分散会）